（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［略］

［2～17　略］

18　超広帯域無線システムの無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度は、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一　第四十九条の二十七第一項に規定する三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の受信装置

周波数帯		任意の一MHzの帯域幅における平均電力
六〇〇MHz未満		（一）九〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。）以下の値
三・四GHz以上四・八GHz未満の周波数の電波を使用するもの		
七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの		

［略］

［二　略］

三　第四十九条の二十七第三項に規定する七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の受信装置

周波数帯	任意の一MHzの帯域幅における平均電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値
一、六〇〇MHz未満	（一）九〇デシベル以下の値
一、六〇〇MHz以上二、七〇〇MHz未満	（一）八五デシベル以下の値
二、七〇〇MHz以上七・二五GHz未満	（一）七〇デシベル以下の値
七・二五GHz以上七・五八七GHz未満	（一）五九・三デシベル以下の値

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［同上］

［2～17　同上］

18　［同上］

一　三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の受信装置

周波数帯		任意の一MHzの帯域幅における平均電力
六〇〇MHz未満		（一）九〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表及び次号の表において同じ。）以下の値
三・四GHz以上四・八GHz未満の周波数の電波を使用するもの		
七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの		

［同上］

［二　同上］

［新設］